

○長浜市まちなか出店支援事業補助金交付要綱

令和5年3月27日告示第91号

長浜市まちなか出店支援事業補助金交付要綱  
(趣旨)

**第1条** この要綱は、中心市街地及び北国街道木之本宿周辺地域における商業観光の振興及びまちの魅力向上を図るため、遊休不動産を活用し、新規出店する事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、長浜市補助金等交付規則（平成18年長浜市規則第36号。以下「規則」という。）及び長浜市市税等の滞納者に対する補助金交付等の制限に関する規則（平成26年長浜市規則第17号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 遊休不動産 事業又は居住の用に供するために使用されていない建物又は土地をいう。
- (2) 店舗 不特定多数の者の往来が見込まれる事業の用に供する建物で、倉庫、車庫その他これらに類するものを除いたものをいう。この場合において、併用住宅は、店舗としての利用上の独立性を有しているものでなければならない。
- (3) 町家 建築基準法（昭和25年法律第201号）の施行までに着工又は建築された木造軸組工法の家屋で、伝統的建築様式を有するものをいう。
- (4) 出店者 次条に規定する補助対象となる事業（以下「補助事業」という。）完了後に当該補助事業に係る遊休不動産において6か月以内に事業を開始することができる者をいう。
- (5) 物件所有者 遊休不動産の所有権を有する者をいう。
- (6) 仲介事業者 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第1項第3号に規定される者で、物件所有者と出店者を仲介し、遊休不動産の活用を促進しようとするものをいう。

(補助対象事業)

**第3条** 補助事業は、第7条第1項の応募書の提出時点で事業が営まれていない遊休不動産を店舗として活用し、事業を営むものとする。ただし、次に掲げる事業は、補助の対象としない。

- (1) 次条第3項に規定する補助対象となる区域（以下「補助対象区域」という。）内での移転であって、移転前の店舗が新たに遊休不動産となるもの
- (2) 補助対象経費が100万円未満のもの

(補助対象者及び補助対象区域等)

**第4条** 補助対象となる者は、出店者、かつ、市長が適当と認める者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、補助の対象としない。

- (1) この要綱による補助金の交付申請時において、納期限が到来している市税又は国民健康保険料（税）の全部又は一部に未納がある者
  - (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業若しくは当該営業に係る接客業務受託営業を行う事業者、政治団体、宗教上の組織若しくは団体又は長浜市暴力団排除条例（平成23年長浜市条例第43号）第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員のいずれかに該当する者
- 2 補助事業に係る遊休不動産が町家であり、かつ、物件所有者又は仲介業者が当該町家の改修に係る経費の全部又は一部を負担する場合においては、当該物件所有者又は仲介事業者も補助対象者となることができるものとする。
- 3 補助対象区域は、別図第1及び別図第2に定めるとおりとする。

4 補助事業の実施場所が長浜市の定める景観形成重点区域に該当する場合で、店舗の建築又は改修を実施するときは、長浜市景観形成基準に適合させることとする。

(補助対象経費)

**第5条** 補助金の対象となる経費は、補助対象区域内の公道に面した遊休不動産への出店に係る経費とし、かつ、補助金の交付決定後に支出する経費とする。ただし、次に掲げる経費は除く。

- (1) 汎用性のあるじゅう器・家具等備品費
- (2) 開店後の店舗の運営において使用することが見込まれる消耗品等の経常的経費
- (3) 遊休不動産の取得に係る経費及び店舗の敷金、礼金及び賃貸費
- (4) 消費税及び地方消費税
- (5) 併用住宅の場合にあっては、店舗として独立性を有していない部分に係る経費
- (6) 過去10年以内に長浜市伝統的街並み景観形成事業補助金の交付を受けた物件であって、当時補助対象となった部分の改修に係る経費

2 前項の規定にかかわらず、同一の事業においてこの要綱による補助金以外に国、県、市その他地方公共団体又は公共的団体から補助金等の交付を受ける場合は、同項に規定する補助対象経費から当該補助金等の額を減じて得た額を補助対象経費とする。

(補助金の額)

**第6条** 補助金の額は、長浜市附属機関設置条例（平成25年長浜市条例第27号）に定める長浜市住民まちづくり事業審査会（以下「審査会」という。）による採点に応じて、次に定める額とする。ただし、補助対象経費が当該額以下の場合は、当該補助対象経費を補助金の額とする。

- (1) 59点以下 0円
- (2) 60点以上 100万円
- (3) 80点以上 150万円

2 補助事業に係る遊休不動産が町家である場合は、補助金を加算（以下「町家加算」という。）するものとし、町家加算の額は当該町家の改修に係る経費の2分の1とし、200万円を上限とする。

3 前項の規定により町家加算の対象となる場合の補助金の額の算定方法及び交付を受ける者は、第1項の規定にかかわらず別に定める。

4 第1項、第3項及び第3条第1項第2号の規定にかかわらず、補助事業完了時における補助対象経費が交付決定金額を下回る場合は、当該補助対象経費を補助上限額とする。

5 第1項から第3項までの規定にかかわらず、補助金の額は予算の範囲内で市長が決定する。

(応募書の提出)

**第7条** 補助金の交付を受けようとする者は、長浜市まちなか出店支援事業応募書（様式第1号。以下「応募書」という。）を市長に提出しなければならない。ただし、出店者に加えて物件所有者又は仲介事業者も補助金の交付を受けようとする場合は、出店者が代表で応募することとする。

2 市長は、応募書の提出があったときは、審査会に付議するものとする。

(指導及び助言)

**第8条** 市長は、審査会の意見に基づき、補助対象者に対し、当該事業に関する必要な指導又は助言をすることができる。

(交付申請)

**第9条** 補助金の交付申請をしようとする者は、規則第4条に規定する書類等を補助事業を実施しようとする日までに市長に提出しなければならない。ただし、出店者に加えて物件所有者又は仲

介事業者も補助金の交付を受けようとする場合は、出店者が代表で申請することとする。

2 規則第4条第1項第4号に規定する市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 補助事業実施計画書（様式第2号）
- (2) 補助事業の実施についての商工会議所、商工会、商店街連盟、店舗の存する商店街又は自治会の推薦書
- (3) 支出予定額の積算根拠資料
- (4) 物件の位置図
- (5) 開業後の外観及び内装イメージ図
- (6) 店舗の改修又は看板設置等工事を行う場合で、かつ、所有権以外の権原を有する者については、所有者の同意書
- (7) 市税及び国民健康保険料（税）の完納証明書（納期限が到来している市税及び国民健康保険料（税）に未納がないことを証明するもの）
- (8) その他市長が特に必要と認める書類  
（実績報告）

**第10条** 補助金の交付決定を受けた者は、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定の日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までに、規則第14条第1項の補助事業等実績報告書を市長に提出しなければならない。ただし、出店者に加えて物件所有者又は仲介事業者も補助金の交付を受けようとする場合は、出店者が代表で実績報告することとする。

2 規則第14条第1項に規定する市長が別に定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 補助事業成果報告書（様式第3号）
- (2) 補助事業完了後の店舗外観及び内装写真
- (3) 補助事業により取得した物の写真
- (4) 事業費の支出を証明する領収書等の写し
- (5) 実績報告時点で補助対象となる物件において事業が開始されていないときは、6か月以内に事業を開始する旨を示した宣誓書
- (6) その他市長が特に必要と認める書類  
（その他）

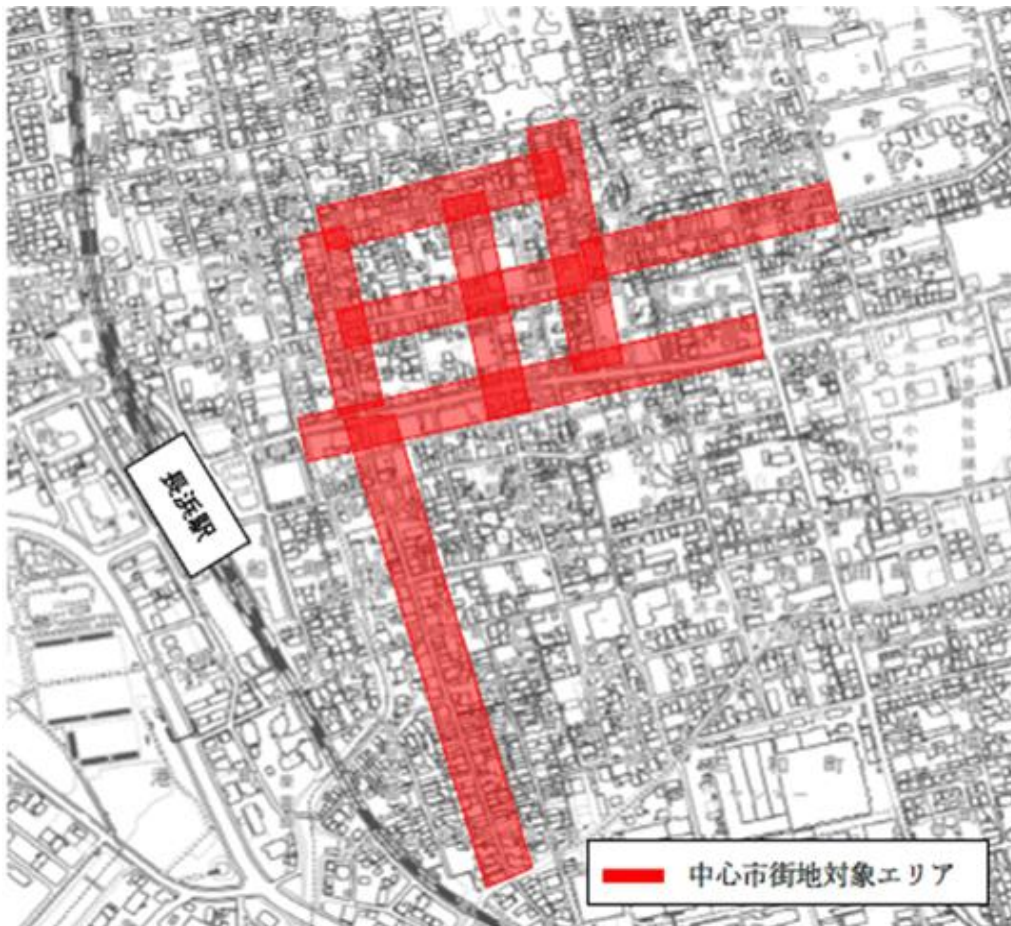
**第11条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

（施行期日）

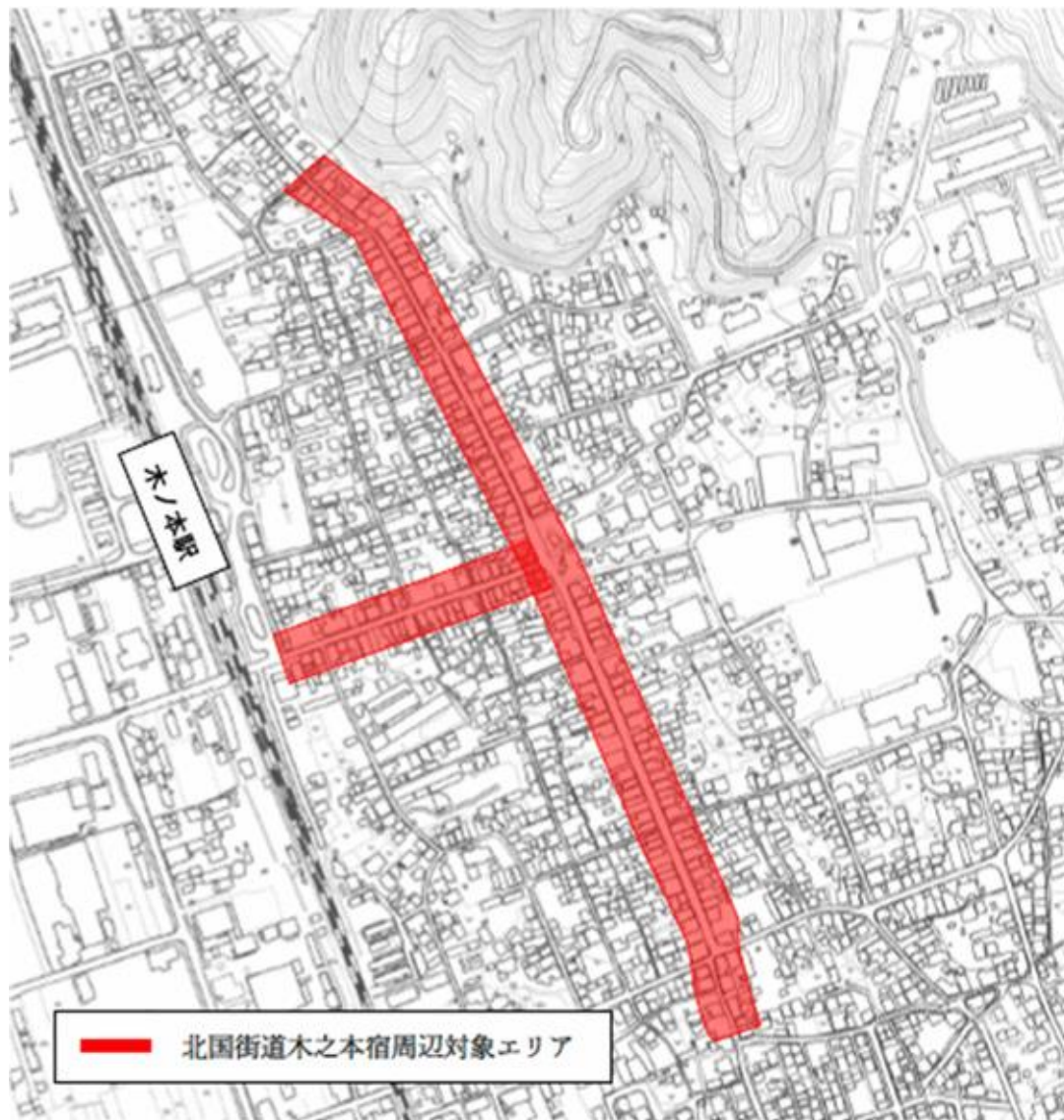
- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。  
（告示の失効）
- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

別図第1 (第4条関係)



- ・ながはま御坊表参道景観形成重点区域
- ・博物館通り景観形成重点区域
- ・北国街道景観形成重点区域
- ・ゆう壱番街景観形成重点区域
- ・大手門通り景観形成重点区域
- ・やわた夢小路景観形成重点区域
- ・県道大津能登川長浜線沿道（市道港列見線交差点から終点県道長浜近江線交差点まで）
- ・北国街道沿道（県道大津能登川長浜線交差点から船山橋まで）

別図第2 (第4条関係)



- ・北国街道木之本宿景観形成重点区域
- ・国道 365 号線沿道 (木之本地蔵院前から市道木之本黒田線の交差点まで)

様式第1号（第7条関係）

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

長浜市長 あて

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者）

### 長浜市まちなか出店支援事業応募書

この応募書の全ての記載事項は、補助対象者の選考及びその他の審査会の運営に必要な範囲で審査会委員等が取得及び利用をすること、また、補助事業として決定した場合は、申請者名等が公表されることについて、同意の上で応募します。

#### 1 事業概要

(1)事業の目的及び効果	
(2)補助事業実施期間 (工事等期間)	(開始予定日) (完了予定日) 年 月 日 ~ 年 月 日
(3)出店予定場所	
(4)家屋使用の権原	
(5)町家加算 (どちらかに○)	該当する ・ 該当しない
(6)町家加算に該当する 場合、建築年	年
(7)業種	

(8)開店日（予定日）	年 月 日
(9)応募書添付書類	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 遊休不動産の現況写真（現在の状況が分かるもの）</li> <li>・ 物件の位置図</li> <li>・ 開業後の外観及び内装イメージ図</li> <li>・ 支出予定額の積算根拠資料（見積書等）</li> <li>・ 直近3年分の決算書 ※既に事業を実施している場合のみ</li> <li>・ 昭和25年までに着工または建築された町家であることが分かる資料（登記事項証明書等） ※町家加算対象の場合のみ</li> </ul>	
(10)出店者連絡先	担当者氏名： 電話番号： メールアドレス：

■ 物件所有者又は仲介事業者も補助対象者となる場合は以下についても記入

(11)物件所有者又は仲介事業者の区別 (どちらかに○)	物件所有者 ・ 仲介事業者
(12)物件所有者又は仲介事業者の情報	住所(所在地)： 氏名(名称及び代表者)： 担当者氏名： 電話番号： メールアドレス：

2 出店までに掛かる収支予算額

(収 入)

単位：円

科 目	金 額	備 考
市補助金※		
自己資金		
借入れ		
その他 (            )		
合 計		

※市補助金は「長浜市まちなか出店支援事業補助金」をいう。

(支 出)

単位：円

科 目	補助対象経費 (税抜き)	補助対象外 経費	合 計	備 考
合 計				

■物件所有者又は仲介事業者も補助対象者となる場合は以下についても記入

物件所有者又は仲介事業者の店舗改修費支出額 \_\_\_\_\_円 (税抜き)

※積算根拠資料 (見積書等) を添付すること



3 開業後の見通し (月平均)

		開業1年目	開業2年目	開業3年目
売上げ①		円/月	円/月	円/月
		円/日 × 日	円/日 × 日	円/日 × 日
経費 (円)	仕入れ			
	人件費			
	家賃			
	光熱費等			
	通信費			
	借入返済			
	その他 ( )			
	合計②			
利益 ①-② (円)				

■営業日数 (1週間あたり) 及び営業時間

--

■売上げ、収支計画の根拠

--

#### 4 開業計画

主な取扱商品・サービス内容・価格帯
出店に至る経緯（動機・経歴・経験等）
ターゲット層（地元客、観光客、年代等）・集客戦略
計画している事業の強み、独自性
地域への波及効果（市内事業者との連携、出店エリア活性化への意欲等）
想定される課題（競合状況、出店地域の課題等）と解決策
その他（アピールしたいこと等）

様式第2号（第9条関係）

様式第2号（第9条関係）

### 補助事業実施計画書

長浜市まちなか出店支援事業補助金交付要綱を遵守するとともに、審査会の指導及び助言を尊重し、次のとおり事業を実施します。

#### 1 事業概要

(1)町家加算 (どちらかに○)	該当する ・ 該当しない
(2)事業の目的及び効果	
(3)補助事業実施期間 (工事等期間)	(開始予定日) (完了予定日) 年 月 日 ~ 年 月 日
(4)出店予定場所	
(5)家屋使用の権原	
(6)業種	
(7)開店日 (予定日)	年 月 日
(8)出店者連絡先	担当者氏名： 電話番号： メールアドレス：

■ 物件所有者又は仲介事業者も補助対象者となる場合は以下についても記入

(9)物件所有者又は仲介事業者の区別 (どちらかに○)	物件所有者                      ・                      仲介事業者
(10)物件所有者又は仲介事業者の連絡先	住所(所在地) : 氏名(名称及び代表者) : 担当者氏名 : 電話番号 : メールアドレス :

2 出店までに掛かる収支予算額

(収 入)

単位：円

科 目	金 額	備 考
市補助金*		
自己資金		
借入れ		
その他 ( )		
合 計		

※市補助金は、「長浜市まちなか出店支援事業補助金」をいう。

(支 出)

単位：円

科 目	補助対象経費 (税抜き)	補助対象外 経費	合 計	備 考
合 計				

■物件所有者又は仲介事業者も補助対象者となる場合は以下についても記入

物件所有者又は仲介事業者の店舗改修費支出額 \_\_\_\_\_円 (税抜き)

※積算根拠資料 (見積書等) を添付すること

様式第3号 (第10条関係)

様式第3号 (第10条関係)

補助事業成果報告書

長浜市まちなか出店支援事業を実施した成果を次のとおり報告します。

1 事業概要

(1)町家加算 (どちらかに○)	該当する ・ 該当しない
(2)事業内容及び効果 (具体的に記入)	
(3)補助事業実施期間 (工事等期間)	(開始日) (完了日) 年 月 日 ~ 年 月 日
(4)出店場所	
(5)店舗名	
(6)開店日 (予定日)	年 月 日

■ 物件所有者又は仲介事業者も補助対象者となる場合は以下についても記入

(7)物件所有者又は仲介事業者の区別 (どちらかに○)	物件所有者 ・ 仲介事業者
(8)物件所有者又は仲介事業者の情報	住所(所在地) : 氏名(名称及び代表者) :

2 出店までに掛かる収支予算額

(収 入)

単位：円

科 目	金 額	備 考
市補助金*		
自己資金		
借入れ		
その他 ( )		
合 計		

※市補助金は、「長浜市まちなか出店支援事業補助金」をいう。

(支 出)

単位：円

科 目	補助対象経費 (税抜き)	補助対象外 経費	合 計	備 考
合 計				

■物件所有者又は仲介事業者も補助対象者となる場合は以下についても記入

物件所有者又は仲介事業者の店舗改修費負担額 \_\_\_\_\_円 (税抜き)